

市立大津市民病院プロモーション業務 公募型プロポーザル 実施要領

1. プロポーザルの目的

本業務は、市立大津市民病院のプロモーションを強化するにあたり、病院の取り組みを丁寧に発信することで、地域に寄り添った医療を提供する病院として認知されることを目的とします。

業務の実施にあたっては、広報誌の制作・Instagram 投稿・ウェブページの制作におけるサポートと、経験に基づく専門的知識を活かした提案を得るため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

2. 業務の概要

- (1) 業務名：市立大津市民病院プロモーション業務
- (2) 発注者：市立大津市民病院
- (3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
契約は1年ごとの更新とする（最大2回更新）。
- (5) 提案上限額：年間業務 総額2,772,000円（消費税相当額を含む）

※提案上限額は、令和7年度の総額である。

※見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

3. 提案資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
- ① 当院の入札参加資格停止規程に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
 - ⑤ 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等

(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d. 組合の理事

e. その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

⑥ 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑦ 令和2年4月1日から令和6年12月31日までに、病床数150床以上の病院との広報に関する業務の履行実績を有すること。

4. スケジュール

番号	手順	期限等
1	プロポーザル公募開始	令和7年2月7日（金）
2	質問書の受付（様式6）	令和7年2月14日（金）迄
5	質問の回答	令和7年2月18日（火）
6	必要書類の提出	令和7年2月25日（火）
8	プレゼンテーション日程通知	令和7年2月27日（木）
9	プレゼンテーション審査	令和7年3月6日（木）頃
10	結果通知	令和7年3月10日（月）頃
11	契約手続き	令和7年3月中

5. プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和7年2月7日（金）から令和7年2月25日（火）まで

(2) 交付資料

- ①プロポーザル実施要領
- ②プロポーザル仕様書
- ③参加表明書（様式1）
- ④申請者の概要（様式2）
- ⑤委任状（様式3）
- ⑥暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書（様式4）
- ⑦企画提案書（様式5を作成した企画書の上に添える）

⑧質問書（様式6）

⑨辞退届（様式7）

6. 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年2月14日（金）まで
- (2) 提出書類 質問書（様式6） ※口頭による質問は受け付けません。
- (3) 提出方法 電子メールまたはFAX
- (4) 回答方法

質問書に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年2月18日（火）に、市立大津市民病院ホームページにて回答を公開します。

7. 必要書類の提出

- (1) 提出期限 令和7年2月25日（火）まで
- (2) 提出書類

※大津市に入札参加資格申請を提出している者は⑥、⑦の書類の提出を不要とする。

- | | |
|--|------|
| ①参加表明書（様式1） | …1部 |
| ②申請者の概要（様式2） | …13部 |
| ③委任状（様式3） | …1部 |
| ④見積書（任意様式） | …13部 |
| ・見積合計金額及び内訳金額（消費税込）を記載すること。 | |
| ・内訳は月額表記で12ヶ月分を記載し、年間業務総額（消費税込）を記載すること。 | |
| ⑤業務の実績 | …1部 |
| ・令和2年4月1日から令和6年12月31日の間に、病床数150床以上の病院との広報に関する業務の履行実績を証明すること。 | |
| ⑥完納証明書 | …1部 |
| a 本店に係る市町村税分（当該市町村発行） | |
| b 支店、営業所等が大津市に在する場合には大津市税分（大津市発行） | |
| c 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税分（税務署発行） | |
| (a及びbは昨年度分の全ての税目とする。) | |
| ⑦記載事項証明書（本店直轄の法務局発行） | …1部 |
| ・なお、各証明書については、発行日が3ヶ月以内のものとし、写しも可とする。 | |
| ⑧暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書（様式4） | …1部 |
| ⑨企画提案書（様式5を作成した企画書の上に添える） | …13部 |
| ・表紙と裏表紙を除きA4のみ、 | |

- 1 2枚（両面印刷なら6枚）以内とする。
- ・文字の大きさは9ポイント以上とすること。
（表中や図中の文字は対象外とする。）
- ・内容：以下のことについて記載してください。

- 1 コンセプト
- 2 ブランディング・企画・オリジナリティ
- 3 実施体制
- 4 スケジュール
- 5 サポートの流れ

(3) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号
市立大津市民病院 事務局 施設契約課

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 費用負担 申請に関して必要な経費は、すべて申請者の負担とする。

8. プレゼンテーション日程の通知

企画提案書の提出があった者に対して、メールで「プレゼンテーション開催通知書」を送付し、プレゼンテーションの日時と場所を指定します。

9. プレゼンテーション審査

次のとおりプレゼンテーションを行います。

項目	注意事項
日時・会場	・プレゼンテーション開催通知書にて指定する。
持ち時間	・20分以内
出席者	・3名以内
プレゼンテーション内容	・提案内容の説明（20分以内） ・質疑応答（5分程度）
その他	・提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。 ・パソコン・プロジェクター等の機材は使用可。ただし使用する際は必ず提出意思確認書にチェックを入れること。 ・パソコン（OS：WINDOWS）、プロジェクター、スクリーンについては市立大津市民病院でも用意するが、持参も可能とする。 ・タイマー持参を可能とするが、発表前に担当者に見せること。

10. 評価・結果通知

審査員が、提案内容について意見交換を行い、各員が「表1 採点基準及び配点表」により評価します。見積書の評価は計算式にて算出します。

持ち点120点の6割を最低基準点とし、最低基準点以上で見積書の評価を含めて最高得点を得た者を受注候補者に特定します。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を受注候補者として特定します。受注候補者を特定後、プレゼンテーション参加者全員に郵送で「プロポーザル採点結果通知書」を送付し、特定した者の名称を通知します。

表1 採点基準及び配点表

	審査項目	審査内容	配点
1	コンセプト	市立大津市民病院や本プロポーザルの意図を理解し、コンセプトが提案できているか。	
2	ブランディング 企画 オリジナリティ	市立大津市民病院が、魅力的になるようなブランディング提案がなされているか。	
		プロモーション業務の年間の方向性を示す企画書の提案内容が具体的であるか。	
		提案者独自のオリジナリティを発揮できているか。	
3	実施体制	本業務を滞りなく実施できる人員・組織体制が提案されているか。	
4	スケジュール	各工程での工程期間、作業内容、調整期間などが提示されているか。	
5	サポートの流れ	本業務のサポートをするための流れが具体的にイメージできているか。	
6	業務実績	公共・行政・自治体関係の実績が豊富であるか。	
7	見積書の評価	最低見積価格者の評価点を10点とし、それ以外の者の点数は次の計算式より算出する。 評価点 = 10点 × (全提案者中の最低見積価格 ÷ 当該提案者の見積価格) ※小数点以下切り捨て	
8	拡張性	本契約の範囲外の業務を新たに委託、発注する場合、臨機応変に対応できる体制が提案されているか。	
		合計	

1 1. 契約及び支払方法

(1) 契約の締結

受託者は、市立大津市民病院と契約を締結し、受託業務を実施します。

(2) 支払方法

契約書に基づいて、支払いを行います。

1 2. その他の留意事項

(1) 企画提案書提出は、1者につき1件とします。

(2) 企画提案等の応募に関する全ての経費は、企画提案者の負担とします。

(3) 書類の作成に用いる言語は日本語、及び通貨は日本円とします。

(4) 提出された書類は一切返却しません。

(5) 企画提案書提出後の修正又は変更は認めません。ただし、やむを得ない理由により変更が生じた場合で、市立大津市民病院が承諾したものについてはこの限りではありません。

(6) 参加申込書（様式1）の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに辞退届（様式7）を施設契約課あてに提出すること。

1 3. 提出先・本件に関する問い合わせ先

地方独立行政法人市立大津市民病院

事務局 施設契約課 契約係

所在地： 〒520-0804

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

電話： 077-526-8517

FAX： 077-521-5414

メールアドレス： och1040@och.or.jp